

■基本構想

総合計画の枠組み

1. 策定の主旨

本市では、1974年（昭和49年）に総合計画を策定以来、数次にわたって改定を行い、1998年（平成10年）に2010年（平成22年）を目標年度とする基本構想を策定し、行政運営の指針としてきました。

近年、本市を取り巻く状況は、人口減少時代への突入、本格的な少子高齢社会の到来、環境問題の顕在化、市民活動の多様化など、大きく変化しています。

そうした中で、今後の市政運営にお

いては、都市経営の視点に立ち、市民や事業者の皆さんと意識を共有しながら、持続可能なまちづくりに向けて、取り組んでいく必要があります。

そこで、今後の社会構造の変化を的確に捉え、新たな時代への対応を確固たるものとし、市民や事業者の皆さんと同じ目標に向かってまちづくりを推進するため、平成23年度からの10年間を対象とする、新たな総合計画を策定します。

2. 総合計画の役割

総合計画は、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描いた上で、そのまちづくりの実現に向けて総合的かつ計画的に取り組んでいく基本となるものです。

また、総合計画は四日市という都市のビジョンであり、これに基づいて市

民や事業者も行動していくための指針となるものです。従って、計画を実現していくためには、行政だけではなく、市民、事業者など地域を構成するすべての主体が連携・協働していく必要があります。

3. 総合計画の構成と計画期間

(1) 基本構想

本市の目指すべき都市像や基本目標を示すもので、今後10年間のまちづくりの方向性を明らかにするものです。

計画期間：2011年度（平成23年度）～2020年度（平成32年度）

(2) 基本計画

目指す都市像を実現するため、施

策の方向性を示すものです。

計画期間：2011年度（平成23年度）～2020年度（平成32年度）

(3) 推進計画

基本計画に掲げる施策の方向性に基づき、具体的な実施事業を示すものです。

計画期間：おおむね3カ年の計画とし、毎年度見直しをしていきます。